

令和六年五月二十三日付け広島県報（定期）第四十二号に登載の広島県告示第五百四十六号（鳥獣保護区特別保護地区指定に係る公聴会の開催）の一部を次のように訂正する。

環境県民局自然環境課長

ページ	行	正	誤
一	三	同法第二十八条第六項	同法第六項
二 三		午後一時三十分から	午後一時から